

## 若者の自立支援とキャリア教育

東京聖栄大学  
長 須 正 明

## 1. 子どもたちの生活の問題（河村茂雄，2007）

\* 2001年から現在に至る義務教育段階の子どものデータ（2001年の小1＝現在の高校2年生）

- ① 基本的な生活習慣を自ら身につけている子どもは3割以下
- ・ 中学生では「決められた時間に自分で起きる」人は22%，「朝食を食べる」人は78%，「家でおはよう・おやすみなさいなどのあいさつ」をしない・しないことが多い人が40%。「よい成績を取ったり，もっと勉強ができるようになろうと努力する」＝学習意欲が高い子どもは36%。
- ～ 学習意欲が高い子どもは「生活習慣が規則正しい」，「セルフコントロールが高い」（セルフコントロールとは欲求を自分でコントロールして抑えたり，がんばったりできる力。我慢強さ，忍耐強さ，欲求不満耐性。）。
- ～ 「家庭の力」が子どもたちの学校生活に直接的に反映される？
- ② 「6人以上の“友だち”がいて中集団で活動できる」子どもは30%以下
- ③ 身近な小グループの“友だち”には気を遣っているが表面的な関わりしかしていない
- ④ 身近な小グループの“友だち”には気を遣うが，それよりも心理的距離が遠い相手には気を遣う意識が「急速に低下」する
- ・ 同じクラスにいるからといって“友だち”といえる子どもは少数？「関係ない」人が多数。「関係ない人」は「モノ」と同じ？
- ⑤ 学校で集団生活ができる程度に社会性が育っていない状態の子どもが約20%
- ・ 効力感（ものごとに挑戦するときの「うまくいきそうだ」「やれそうだ」といった実感や自信），セルフコントロール，対人積極性（自分の思いを人前で伝えたり，自分を表現したいという積極的な気持ち），向社会性（ほめられる，報酬がもらえるなどの見返りがなくても他者のために自発的につくしたいという気持ち），といった学校教育での成長が期待される心理・社会的特性のいくつか，場合によってはすべてが育っていない子どもが一定の割合で存在する。
- ☆ 「受容感」（周りの人たちから自分がどれだけ受け入れられているかを感じている程度）の高さが子どもたちの心理・社会的発達の原動力になる ＝ 生活の安心感

## 2. 『盛岡地域若者サポートステーション活動報告書 ―キャリア形成支援担当者から見た「サポステ盛岡」の1年―』（2008年度版）

(1) 盛岡地域若者サポートステーションでは・・・

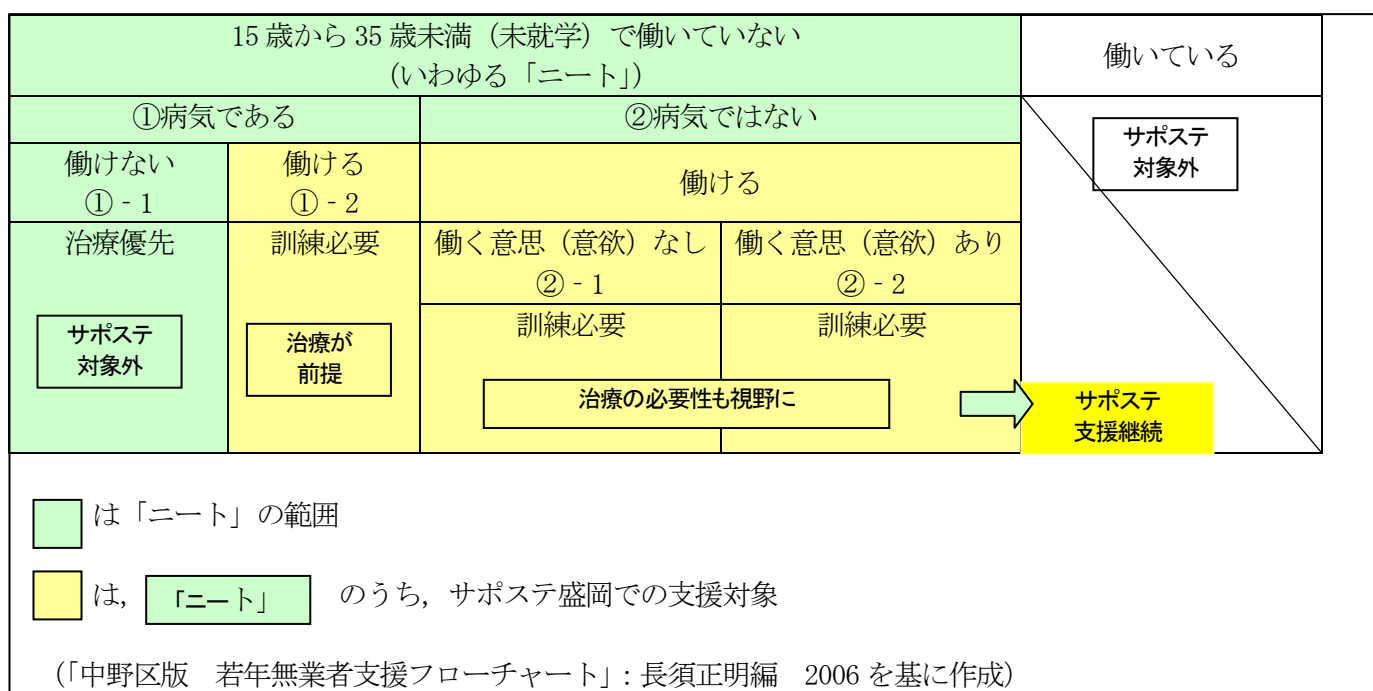
- ① 来所者はどんな人たちなのか？
- 現在何らかの形で通院・治療中である方（聞き取りにより把握している数），現在は通院・治療をしていないが，過去に福祉総合相談センター，保健所などの専門窓口や専門医院などに病気のことで相談したことのある方，入院などをしたことがある方を含めると，その数は半数以上。これはあくまでも聞き取りによって把握している方の数である。相談対応者や臨床心理士との面談において，ほとんどの相談者が，医師の診断によっては病気と判断されるかどうかというグレーゾーンに 있다고感じている。
- ② 相談窓口で問題になること
- i) 「病気であるか」「病気でないか」／「発達上の問題をもっているかどうか」
- 支援方法が全く違ってくる。「ニート」支援に関してマニュアル的方法がなく，たった一度の面談で処方箋を出すことが出来ないのは，「働いていない」の一言で表されてしまう状況に，実はさまざまな要因が含まれているからである。
- ii) 病気ではない＝「働ける」が「働く意思（意欲）がない」場合。この場合は，経験不足によることが大きな要因である。
- (ア) 働く意味が分からない

- (イ) 自分に何が出来るのか分からない
- (ウ) どうしたら仕事が見つかるのか分からない
- (エ) 自分のやりたい仕事を探していて、その仕事が見つからないので採用試験を受けない
- (オ) 自分に合った仕事（職場）があるはずと思い、それを追い求めている など
- (カ) 以前、職に就くために就職活動をしていたが、何度受けても採用されず、就職活動する意欲すらなくなってきたケース
- (キ) 過去に「いじめ」「挫折」などの経験があり、社会参加が難しいケース
- (ク) 「ひきこもり」状態にあるケース

= サポステ盛岡では、診断などアセスメントに基づいて支援方法の検討を行うようにしている。ケースによっては職業的自立訓練をお断りせざるをえない場合もある。(カ)～(ク)の場合は、本人との面談無しでは判断できない。

iii) 精神的、身体的な病気の他に発達上の障害について考えなければならない場合。

→ 学力は問題なく大学を卒業しているケースや「なんかちょっと変わった人」くらいで今まで過ごしてきたケースなど、今まで見過ごされてきたケースが多くある。発達上の障害については、適切な介入や訓練をする必要がある。



iv) 「働ける」状態にあり、かつ「働く意思（意欲）がある」のに働けていない場合。

→ 「具体的に何をやるのか」を指示することが大切。この場合「何か興味のあること、好きなことをやってみたら？」という問いかけは無意味である。なぜなら「サポステ盛岡」の来所者の多くは「ここに通ってくることで今は精一杯」という状態なので、「何かしたいこと」など考える余裕がないからである。具体的に選択肢を示し「これをやってみましょう」というような誘いかけをすれば、意思決定も含めて行動の動機付けも行うことが出来る。

v) 「働く意欲があつて、就職活動もしている（採用試験を受けている）が働けていない」場合。

→ なぜ「採用されないのか」を考える。

- (ア) 応募書類を正しく書けているのか
- (イ) 面接できちんとした対応が出来ているのか
- (ウ) 自分の実力以上の仕事に就こうとしていないか
- (エ) 頭の中で働く意思はあつても、体が動いているのか
- (オ) 何らかの障害は考えられないか

= サポステ盛岡では、「社会適応講座」の中で細かく講義をして、ロールプレイを繰り返して、通所時のあいさつやボランティア体験時にそれを実践して習慣化するプログラムを実施している。さらに、自宅でも挨拶

や「ありがとう」を習慣化したり、身の回りの事を自分でしたり、食事を自分で用意するなど普通の生活の中で「できること」に気づくように行動レベルの指示をしている。

## (2) 具体的に見ると・・・

2007年度12月～1月にかけて、岩手大学佐藤正恵先生の協力のもとに「サポステ盛岡」利用者14名を対象に知能検査(WAIS-R)を実施した。この検査の目的は、障害があるかどうかを判定するものではなく、「サポステ盛岡」が就業支援機関として ①来所者に適切な機関・団体を紹介する ②利用者へのアセスメントを基にどのような就業支援プログラムが可能か を検証するために行ったものである。検査を行った14名のうち12名に発達障害の傾向がある(※発達障害と判定する全ての項目は満たさないが、障害に近い傾向が見られるという「軽度の発達障害?」があるということ)とのアセスメント結果が出た。

《どんな「困り感」(苦手意識)があるのか》

- ① 処理速度が低い＝作業効率が悪い
- ② 言語能力は高いため、あれやこれやと話はするが、実際に行動しようとするとう出来ない
- ③ 状況理解が弱い
- ④ 「考える」「理解する」「推論する」が苦手
- ⑤ 一度にいろいろなことを考えるのが苦手
- ⑥ 「記憶」が出来ない → 例えば、仕事などで指示されたことを覚えられないなど
- ⑦ 言われたことを忘れてしまう
- ⑧ 「見て覚える」ということが苦手
- ⑨ 作業手順＝順番が分からない
- ⑩ うつになりやすい傾向にある など

検査を受けた人は知的には低くないケースが多いが、「働く」ことを考えるといろいろな支障が出てくる「働く上での障害」が予想される(「生活障害」に近い)。

もっとも顕著な問題は、「①作業効率の悪さ」にある。コミュニケーションに苦手意識を持っている人の場合、身体的な作業を希望するケースが多いが、コミュニケーションが苦手であると同時に処理速度が低いと、「効率」を求める現場からは「排除」されることになる。①の傾向は、「サポステ盛岡」の利用者の多くに該当しており、「作業効率を上げる訓練」が必要となってくると思われる。

③④⑤については、自分の気持ちを聞かれたり、意見を求められたときに言葉に詰まるという症状に現れる。「言葉に詰まる」のは経験不足によるものもあるが「考えられない」という状況を受け止め、そこからどうすべきかを岩手県発達障害者支援センターで相談して、岩手障害者訓練センターでの職業訓練に誘導する方向性が考えられる。とくに「働く上での障害」を持っている場合、「慣れさせる」訓練だけでは解決できないケースも多いので、医師の診断やアセスメントの上で相談・治療と併行する必要がある。

⑥⑦⑧⑨については、仕事をする上では大切な要素が欠けていることになるので、実践的な職業訓練に誘導して「出来ることとその度合い」を確認する必要がある。「やらなければいけない」と本人は思っている、「忘れる」「どういう順番でそれをやったらいいのか分からない」というところでつまずき、周りから見ると「ぼけっとしている」「やる気がない」と思われがちである。この場合にも「病気(精神・知的・発達)によるものなのかどうか」を判断する必要がある。

⑩については、すでに「うつ」と診断され通院しているケースも多い。発達上の障害を抱えている場合、周りとうまく協調できないストレスなどから二次的に精神疾患を発症する場合もある。

ADHD やアスペルガーも含めた広汎性発達障害等の診断名を付けることも難しい「働く上での障害」は発見されにくく治療の対象にもなりにくい。医師の診断がなければ相談や職業訓練などの専門機関を利用することも難しい。本人にとっては生徒・学生時代「なんだか勉強についていけない」「友達が出来ない」という感覚を持ち、働いた経験の中では「やる気あるのかといわれた」「無能といわれた」というあいまいな感覚しかなく、周囲からも理解されにくい。

《予防と対策》

「働く上での障害」に対する効果的な予防策はないが、早期発見、早期対策という意味では学校段階での対応が重要である。

- ①「学校段階での障害の発見」については、学校の養護教諭と連携し、精神疾患、知的、発達上の問題題

を抱えている人の早期発見を行い、継続して支援を行い対象者を適切な機関へ誘導する必要がある。特に「発達障害」の場合は、成人になると治療・訓練が難しくなるので、学校段階での適切な介入は不可欠である。その際、保護者が「障害」に関して理解することも必要なので、障害に関する理解を深める学校での啓発活動も必要である。

- ②「学校段階でのキャリア教育（生活者としての人生設計）の充実」が必要である。多くの地方では厳しい雇用情勢の中で「やりたい仕事」を探すのではなく、「地域で生きるために現在の能力・環境で出来る仕事をする」という教育が必要である。
- ③どんなに学校教育で力を入れても「働けない」人は出てくる。学校を卒業した後、どのようにして「働きたくても働けない」対象者を見守るのか、「発見のネットワークづくり」が必要である。学校を卒業したとたんに「困り感を抱えた人が行き場を失ってしまう」状況にしてはならない。地域ネットワーク作りとその運用が急務である。
- ④「働けない」人を見つけ、訓練をした後で「出口のネットワーク作り」が必要である。どんなに訓練しても、就職先（＝出口）がないのでは意味がない。就業体験の実施など「働く」チャンスを作り、就労と職業訓練を双方向的に結びつけるシステムが必要である。

### 3. 就業できない・継続できない若者支援の問題点

- ① 支援の対象者の特定が困難
  - ＝ 学校を離れると、とたんに「情報」がなくなり支援の対象者が見えなくなる。（どのようにして支援を必要とする人にアクセスして情報を提供し、支援のネットワークに乗せるかが課題。
  - 支援者にとっては「支援資源マップ」、当事者にとっては「支援マップ」といった支援のネットワークの「見取り図」が必要。
- ② 就業および継続困難な要因は単一であることは少ない＝要因の複合性
  - ＝ 発達上の問題、学習の問題、パーソナリティの問題、場合によっては病理などの諸要因が絡み合っていてどこから支援したらよいかかわからない。さらに本人を取り巻く環境（家庭・家族・地域など）の問題もある。
  - 「困り感」あるいは「不安全感」を受け止め、適切な介入・支援を行うためにはアセスメント、場合によっては診断が不可欠であるが、本人や家族が拒否することも多い。また、費用の負担が出来ないことも多い。支援機関では十分な予算がない。
  - 本当に困っている人は支援の資源にアクセスできない～社会的排除の構造そのもの
- ③ 誰が、どのような立場から支援するのかがわかりにくい
  - ＝ 社会不信と諦め感がある当事者に信頼されるためにはどうしたらよいかの合意がない。また、予算によって事業が展開できたり出来なかつたりするので安定感がない。
  - 若者に対する「包括的支援」＝ユースワーク（Youth Work）の必要性。
  - 福祉の視点の共有と社会的コストを負担することについての合意形成の必要性。

### 4. 「子ども・若者育成支援推進法」の制定・施行と若者自立支援の展開

#### (1) 誰を支援しようとするのか（支援の対象）

2009年7月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年7月8日法律第71号）は、その第15条において支援すべき若者にふれている。すなわち、「・・・修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの・・・」と規定している。いわゆる「様々なリスクを抱える子ども・若者」がそれにあたる。それでは、実際に、支援の対象となる子ども・若者とはどんな人たちなのだろうか？

＝ 「働いていない」「働けない」など様々な形で社会適応が難しい・出来ない若者

全体としてみれば、働かないでいるうちに体力も含めて「働けなくなる」負のスパイラルに陥るケースが多い。働くことには慣性があるから、その点では作業療法的な関わりが重要であり、それを段階的に行い、セルフ・モニタリングさせて、自己の存在、他者と共に生きている現実を認識させることが重要になる。その意味では、無業の若者支援の最重点ポイントは「リアリティ認識形成」にある。こうした若者に加えて、社会とのかかわりをもてなくなった「引きこもり」も存在する。今回の法律はその第15条の1において、支援の内容の一つを「社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居そ

の他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。」と規定している。とくに「子ども・若者の住居・・・」という部分はアウトリーチ（訪問支援）の可能性にふれていると考えられる。その意味では、従来の「無業者」に「引きこもり」を重ねて支援しようとするものともいえる。

## （2）地域で「困難を抱える子ども・若者」を支援するシステム

困難を抱える子ども・若者を支援するために「子ども・若者支援地域協議会」を設置するわけであるが、それは「関係機関」から構成される。関係機関とは「国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの」と規定されている（法第15条）。関係機関は地域資源であるから、当然のこととして中核を担う機関と共に地域によって様々な差がある（各地域のネットワーク図参照）。一般には以下のような機関が地域協議会に参加（区分することに意味があるのではないため便宜的に入れていく機関もある）している。

- 《教育系》市町村教育委員会、青少年センター、学校法人、広域通信制高等学校、フリースクール・・・など
- 《福祉系》市町村生活福祉課、障害福祉課、児童相談所、社会福祉協議会、社会福祉法人、自立援助ホーム、精神保健福祉センター、保健所・・・など
- 《就労系》公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業リハビリテーションセンター、仕事センター、ジョブカフェ、地域若者サポートステーション、(社)産業カウンセラー協会、労政課、産業振興課・・・
- 《医療系》病院、クリニック、精神保健福祉センター、保健所、・・・など
- 《矯正系》少年院、少年鑑別所、保護観察所、警察署、少年サポートセンター・・・など
- 《その他》様々な背景を持つ子ども・若者を支援するNPO、・・・など

## （3）地域協議会（地域支援ネットワーク）設置の意義

こうしたネットワークを構築した上で、ケース会議を開き、ケースに応じて支援の方向性の合意を作り、実際に支援を進め、サイドケース会議で検討を重ねるといったプロセスをたどって「よりよい環境、よりよい状態を作る」目標を実現するわけである。地域ネットワークを作る意義は、地域資源の確認と複数の目を通した支援の多様性、顔の見える関係の担当者によるリファールのしやすさである。

## （4）地域で若者を支援する際の課題

### ① アウトリーチ（訪問支援）

アウトリーチは以下のプロセスで行われることになると思われる。

1. インテーク（受理面接）  
↓
2. アセスメント（事前評価）  
↓
3. プランニング（援助計画） ← 支援ネットワークのケース会議（方針決定）  
↓
4. インターベンション（援助開始） ← 支援ネットワークのケース会議（支援経過報告）  
↓
5. モニタリング（分析・評価） ← 支援ネットワークのケース会議（支援の検討・評価）  
↓
6. エヴァリュエーション（事後評価）  
↓
7. ターミネーション（終結） \* 〈参考資料〉アウトリーチ神戸（藤本圭光代表）のHP

問題点は i) 家族・本人の同意が得られるか ii) 現在でも多くの支援の機会においてアウトリーチが模索されているが費用負担はどの程度になるか・・・たとえば、M市では3回までは家族・本人負担はゼロ。4回以上の場合は家族・本人負担とする・・・とたんに3回で中断するケースが多い iii) 引きこもり支援に多くの労力をかけることに関する合意形成の困難 である。

## ② 支援すべき子ども・若者の特定が困難

義務教育修了以後の、支援すべき若者の特定が困難である。もちろん支援を求めてくる人はいるが、本当に困っているはずの人・家族に支援が届いていないことも大いに考えられる。家族の中の閉ざされた関係に閉じ込められていたり、本人に困り感さえないことだってありうる。今までの支援経験では、困難を抱える未就労・非就労、非修学の若者は義務教育卒業年齢の段階でリスクが顕在化していたり、潜在的リスクが疑われるケースが多いことが指摘されている。個人情報保護には十分な配慮が必要ではあるが、公平で公正な支援を実現するためには義務教育卒業年齢段階での「困難・リスクを抱える子ども」のデータ・ベースが不可欠なのではないだろうか？

## ③ 様々な困難に対する既存の支援会議と新しい協議会の差異化

今までの支援会議・協議会をベースに「部会化」して、ネットワークはそのまま生かし、新たな関係を付加して、時間的、人的重複によるロスを最小限にする運営上の工夫は必要になるだろう。

## ④ 地域によっては就労への誘導が困難

地域に産業の集積がない場合、労働市場の広がりや十分ではないので就労への誘導は困難である。とくにひとつの市町村単位では難しいことの方が多いだろう。その場合、広域行政単位でのネットワークを構築せざるを得ない。場合によっては、行政機関等の臨時職員の仕事をジョブ・シェアするといった、まさに「地域で生きる」方策を講じる必要も出てくると思われる。

## ⑤ 日本型子ども・若者支援モデルを示す必要がある

ユース・ワークは北欧などをモデルとした発想である。根底には「社会的排除」に至らないようにするという社会的合意がある。日本には残念ながらそうした合意はない。地域で困難を抱える子ども・若者を支援して包摂してゆくためには、まず何よりも問題の共有、支援の必然性と実際の支援活動に関する合意形成が求められる。その上で、各地域で行っている活動から普遍的に日本的モデル、あるいはそれぞれの地域における重点的支援対象を明確にした支援対象カテゴリー別モデルを示す必要がある。モデル地区以外の地域では、自分の地域に近い特徴、重点支援対象を持つ地域のモデルを参考に地域ネットワークを構築することになるだろう。

## ⑥ 事業の継続を規定するのは継続した予算措置

事業の立ち上げに関しては、ここ2年のモデル事業の各地域の成果が大いに参考になるだろう。しかし、来年度の事業継続を諦めたり、保留したりしている地域があることを考えると、今後の安定した事業継続と子ども・若者の支援ネットワークをより質の高いものにするためには継続した予算措置とそれを可能にする資金的裏づけが不可欠である。どの地域においても、この事業の重要性は十分に認識されている。しかし、それぞれの地域にはより重要な、より緊急性が高い問題があるので、この事業の優先順位は決して高いとはいえない。その中で、限られた短い時間内での成果を出しにくいこの事業を継続させるためには、事業資金面での国からの支援は不可欠と思われる。首長の英断が得られる自治体はすばらしい。しかし、全ての自治体にそれを期待することは出来ない。

(※この節は内閣府 2010 「第3章5節 長須委員からの示唆」、『子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業平成21年度報告書』、内閣府政策統括官(共生社会担当)より筆者担当部分を引用)

## 5. 地域で困難を抱える若者を支援するために・・・キャリア教育の課題の一側面(提言)

- ① 「地域で生きる」視点から、地域の労働市場などを十分生徒に伝え、夢ではなく実現可能な目標を追求させる指導が求められる。
- ② 中学校との連携を今まで以上にとり、身体はもちろん、発達上の問題、心理社会的な問題を抱えている生徒の情報を集め、学校でできることを明らかにして個人の指導にあたる必要がある。とくに発達支援、学校不適応支援は地域でのネットワーク構築が不可欠である。まず幼～小～中～高の校種間の連絡(役割としては特別支援コーディネーターなど)をできるところ・できることからはじめ「つなぐ」指導をする。
- ③ 学校を離れた途端に、具体的な個人の情報が把握できなくなる。とくに、未就労・非就労の人は求職活動をしない限り把握できない。女性は「家事手伝い」ですまされてしまう。中学校は校区の卒業生のデータを持っているから、地域のアクセスポイントとしての機能をもたせる。
- ④ 養育者・保護者に高校卒業時の進路決定は「ファースト・チャンス」であり、この時点で何らかの意思決定、行動をしないとその後の生活、広くは生き方に大きな影響が出ることをデータを示しながら(エビデンスベースで)啓発する。そのためには地域に開かれた学校、地方振興局など行政機関との横のつながりが不可欠である。

- ⑤ 養育者・保護者はもちろん学校がジェンダー・バイアスをさらに大きくしない取り組みが必要である。無業～浮動層は潜在的に女性が多い。その後の生活におけるDVや様々な形の貧困，社会的排除の諸相は女性の（またカウンターパートとしての男性の）社会との関わり，社会的自立の問題であることを十分に自覚して取り組む必要がある。
- ⑥ 各地方振興局には地域雇用相談員がいる。そのコーディネート能力を今まで以上に生かすために，まずその存在，アクセス方法等を地域に周知する。その上で，地域の労働市場をふまえて「地域で生きる」ために「できることをする」方向付けを行う。東京に代表される都市部の価値意識や言説は地方（産業の集積が十分でない地域：たとえば北海道，北東北，南四国，南九州など）には通用しない。その意味では地域特性を反映しない普遍的キャリアモデルなど存在しない。
- ⑦ 正規雇用，非正規雇用を問わず雇用につながる試みを地域として模索する。若者が地域を好まないのは序列化した大人の関係を見たり感じたりしているからである。働く場と機会の提供は「大人の義務」であり，それが若者を育てることになるのである。予算がないなどやらない理由はいくらでもある。一步を踏み出さなければいつまでも口だけである。やれば必ず経験は残る。使える人・モノ・金は何でも使うくらいの気概を持って臨みたい。
- ⑧ 多くの地方における最大の資源は第一次産業の資源である。マンパワーを必要とすると同時に必ずしも効率・効率を追求できない産業である。どんな時代でもこの第一次産業の「生産」は社会の基本である。ここに段階的に労働のステージを設定して「浮動層」の若者を誘導できないだろうか？もちろんそれは同時に中高年者に対する生活・就労支援の問題でもある。
- ⑨ 若者全般に対してはハローワーク，ジョブカフェなど就業への誘導が基本。ただし，円滑な移行ができなかった「浮動層」に対しては，まずアクセスポイントを作り，周知させることが第一歩。若者サポートステーションなどを窓口で安心できる居場所を作り，スタッフはコーディネーターとして若者同士の人間関係構築から指導する必要がある。
- ⑩ 行政が責任を持って若者支援の方向付けをする。行政主導では限界もあるが，公平・公正の原則を貫けるのは行政だけである。キャリアやカウンセリングに関心を持つ人たちのグループや組織がそれぞれの地方で活動を展開しつつある。そうした人的資源を有効に活用して，「浮動層」の若者を単なるユーザーあるいはクライアントとしてではなく，その活動自体に取り込んでゆく必要がある。大切なのは「信用できる他者と一緒に何かをする・した経験」である。2次的移行はこの認識なしにはありえない。
- ⑪ 若者が若者同士の関係を作れるような支援を心がける。各地のヤングジョブスポットなど若者支援の場では，ユーザー → アテンダント・スタッフという立場の変化が無業～浮動層の若者の社会的成長を促す事例が多く報告されている。自分の経験を相対化して克服するためにも，運営も含めて当事者の参画が望まれる。そこまで若者の社会性を育てたいものである。

〈参考文献〉＊引用文献は原則として本文中に示した

岩田正美・岡部卓・清水浩一編 2003 『貧困問題とソーシャルワーク』，有斐閣。

河村茂雄 2007 『データが語る③ 家庭・地域の課題』，図書文化社。

小杉礼子編 2004 『移行の危機にある若者の実像 ―無業・フリーターの若者へのインタビュー調査（中間報告）―』，労働政策研究・研修機構。

長須正明 2006 「“社会的排除”と若年無業」，『生活経営学研究』No.41，pp9-15，日本家政学会生活経営学部会。

長須正明 2007 『岩手県における青少年の進路と就労に関する実態調査』，いわてNPOセンター。

長須正明 2008 「第7節 家族支援」，『ユースアドバイザー養成プログラム～関係機関の連携による個別の・継続的な若者支援体制の確立に向けて～』，pp. 305-313，内閣府政策統括官。

長須正明 2011 「第12章 キャリア形成に関する諸問題と社会的排除」，河村茂雄編『生徒指導・進路指導の理論と実際』，pp. 200-217，図書文化社。

下村英雄 2009 『キャリア教育の心理学』，東海大学出版会。